

浄化槽設置者（管理者）各位

三重県知事指定検査機関
 一般財団法人 三重県水質検査センター
 〒514-0004 三重県津市栄町三丁目 119 番地
 TEL 059-213-7888 FAX 059-213-7889

浄化槽法定検査の申し込みについて

浄化槽法第 7 条の規定により、浄化槽を新たに設置した場合は、公共用水域等の保全を図るため、使用開始後 3 ヶ月を経過した日から 5 ヶ月間に指定検査機関による水質に関する検査を受けることが義務づけられています。

また、同法第 11 条により、浄化槽管理者は引き続き毎年 1 回、指定検査機関が行う水質に関する定期検査を受けなければならないと定められています。

三重県では、一般財団法人三重県水質検査センターが検査機関として指定を受けておりますので、下記により検査を申し込んでください。

記

1. 検査申込の方法

- ① 浄化槽法定検査の申請については、依頼書に必要事項を記入して、あらかじめ別添の振込用紙にて最寄りの郵便局で下記人槽に該当する検査手数料をお振込みください。
- ② 振替払込受付証明書等及び設置場所のかわりやすい地図（住宅地図）を依頼書に添付してください。
- ③ 提出方法は、郵送のほか、当センターへお持ちいただいても結構です。お持ちいただいた場合は、現金でのお支払いも受け付けております。
- ④ 当センターで内容を確認のうえ、浄化槽法第 7 条検査受付証を発行致しますので、浄化槽設置届出書又は建築確認申請に必ず添付して市又は町の担当窓口へご提出ください。
- ⑤ この手続きについては、浄化槽工事業者等に委託することができますのでご相談ください。

三重県浄化槽指導要綱（概要）

第 11 条（設置等の手続）

…浄化槽の設置等をしようとする者は、…次の各号に定める書類を添付のうえ、4 部作成し、市町の長を経由して各地域防災総合事務所長、各地域活性化局長又は建築主事に提出するものとする。

- ・ 浄化槽法定検査のうち、浄化槽法第 7 条に規定する検査について、指定検査機関に検査依頼を行ったことを証する書類

2. 検査手数料（1 基につき）※検査手数料には消費税は課税されません。

20 人槽以下	21 人槽以上 100 人槽以下	101 人槽以上 300 人槽以下	301 人槽以上 500 人槽以下	501 人槽以上
8,000 円	12,000 円	18,000 円	20,000 円	25,000 円

※お振込みされる場合は、7 条検査手数料支払専用用紙「払込取扱票」をご使用ください。

3. 検査実施日のお知らせ

検査実施日は、改めて書面にてご案内を差し上げます。（浄化槽使用開始時期等のお問い合わせをさせていただく場合があります。）

浄化槽法定検査の申し込みについて

記入漏れのないようお願い致します。

1. 「設置者」とは、浄化槽を設置する者（所有者、施主等）をいいます。
※電話番号は必ずご記入してください。
2. 「依頼書提出者」とは、設置者に代わり浄化槽法第7条検査依頼書を当センターへ提出する者をいいます。
3. 「設置場所（住所）」は、浄化槽の設置場所を記入してください。
4. ①「建築物用途」の「番号」は、下表の「建築物用途」に対応する「類似用途別番号」を記入してください。複合施設の場合には、主たる用途の「類似用途別番号」を記入してください。
②「建築物用途名」は、「浄化槽調書」の6、又は「浄化槽設置届出書」の4に記述した建築物用途の名称を記載してください。
③住宅の場合には、「類似用途別番号」2の後に対応する枝番号を記入してください。
5. 「処理方式」について、3次処理装置（高度処理装置等）が設置される場合は、「処理方式」欄に追記してください。
6. 「設置予定日」、「使用開始予定日」は、予定で結構ですので必ず記入してください。
7. 「申請用途」には、市町に提出される際の用途に○を付けてください。
8. 「浄化槽工事業者」には、浄化槽の工事業の登録、又は届出の事業名、及び登録番号等を記入してください。
9. 計画が中止になった際は、「設置中止等の返金先」に払い戻しをさせていただきます。
10. 中止、変更があった場合は、当センターまですみやかに連絡してください。

類似用途別番号	建築物用途
1	集会場施設関係
2	住宅施設関係
3	宿泊施設関係
4	医療施設関係
5	店舗関係
6	娯楽施設関係
7	駐車場関係
8	学校施設関係
9	事務所関係
10	作業場関係
11	1～10に属さない施設

※記入方法 4-③の枝番号について

住宅の別	類似用途別番号	枝番号
一般住宅	2	1
建売・分譲住宅	2	2
賃貸・共同住宅	2	3
別荘	2	4

上記に該当しない住宅の別においては、類似用途別番号のみを記入してください。
(枝番号の記入無し)